

平成十七年内閣府・法務省令第四号

内閣府及び法務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十六年法律第三項、第五条第一項並びに第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十七年政令第八号）第二条第一項の規定に基づき、内閣府及び法務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令を次のように定める。

ルにより保存する方法
民間事業者等が、前項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法律の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じて、電磁的記録に記録されている事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じなければならない。
(法第四条第一項の主務省令で定める作成)
第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は、別表第二の上欄に掲げる法律の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

第十一條 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法律の表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機レセーバー等の相手方の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて送信し受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機

第一条 この命令は、会社法の施行の日から施行する。
（内閣府及び法務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部改正に伴う経過措置）
第四条 第八条の規定による改正前の内閣府及び法務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の規定に基づく書面の保存等については、なお従前の例による。

第一条 民間事業者等が、内閣府及び法務省の所管する金融関連法令に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この命令の定めるところによる。

(電磁的記録による作成)
第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法律の同表記の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えさせて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録

日頃より貴社の仕事の依頼に依り計算機による書類記録等の作成を請け負つておるが、本件は前回お預け下されたファイアルに記録された書面にて記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付する旨等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイアルに当該事項を記録する方法、法第六条第一項に規定する方法による交付等を受ける旨の旨告げよとぞおこなう所である。

第一条 この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

第二条 (定義) この命令において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。
(法第三条第一項の主務省令で定める保存)

録媒体をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。
（作成において氏名等を明らかにする措置）

2
二
の承認又は受けない旨の申出をする場合にあっては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法。
一
電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面上に記載すべき事項を記録したものを作成する方法。
前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルに記載すべき事項を記録したものを作成する方法。

別表第一 (第三条関係)	この命令は、公布の日から施行する。
担保付社債信託法(明治第二十条第一項、第三十一条第一項及び第三十三条第一項)	この命令は、公布の日から施行する。
二号	二号

第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、別表第一の上欄に掲げる法律の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存とする。
(電磁的記録による保存)

認証業務に関する法律（平成十一年法律第二百二号）第二条第一項の電子署名をいう。とする
（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）
第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、別表第三の上欄に掲げる法律の同表の下

イルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。
(電磁的方法による承諾)

別表第三（第八条関係）

担保保付第二十条第二項（第一号に係る部分に限
る。）、第三十条第二項（第一号に係る部
分に限る。）及び第三十三条第二項（第一
号に係る部分に限る。）

に基づき、別表第一の上欄に掲げる法律の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

第九条 民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる総覽等の下欄に掲げる規定に基づく書面の総覽等に代り、同様の方法で記録する（電磁的記録による総覽等）。

第二条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
一 前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

— 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体)をいう。以下同じ。)をもつて調製する方法により保有する方法

えて当該書面に係る電磁的記録に記録されてい
る事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間
事業者等に備え置く電子計算機の映像に
面における表示又は該事項を記載した書類に
より行なはずならない。

（施行期日）
第一条の命令は、平成十七年四月一日から施行する。
(同上) (同上)

二 書面に記載されている事項をスキヤナ(二
れに準ずる画像読取装置を含む)により読
み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の
使用に係る電子計算機に備えられたファイアル

(法第六条第一項の主務省令で定める交付等)
第十条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、別表第四の上欄に掲げる法律の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等とする。

		別表第一二 二号)
		別表第一一 削除
	別表第三 (第八条関係)	担保付社債信託法（明第二十条第一項、第三十 九条第一項及び第三十三条第一項及び第三十三 条第一項)
別表第四 (第十条関係)	社債信託法	担保付社債信託法（明第二十条第二項（第一号に係る部分に限 る）、第三十条第二項（第一号に係る部 分に限る）及び第三十三条第二項（第二 号に係る部分に限る。）
信託法	担保付社債法	担保付社債第二十条第二項（第二号に係る部分に限 る。）及び第二十九条